

## 件名 管轄各州における夜間外出禁止令の更なる発出

### ポイント

既に領事メールにてお伝えした地域以外の当館管轄州においても、抗議活動や暴動の発生等を受け夜間外出禁止令が発令されています。詳細は本文をご覧ください。

### 本文

既に5月29日、30日および31日の領事メールにてお伝えした地域以外の当館管轄州においても、抗議活動や暴動の発生等を受け夜間外出禁止令が発令されています。現時点で把握できているものは、既に発令された外出禁止令の期限が延長された地域を含めると、以下のとおりです。

○イリノイ州シカゴ市：5月30日から、別途の発表がある時期まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前6時まで。なお、このメールの発出時点の6月1日午後10時10分の時点で、「夜間外出禁止令を終了する」といった発表はないため、今晚（6月1日）も午後9時から同禁止令が適用されると想定されます。

○イリノイ州オーロラ市：6月1日から6月2日午前6時まで有効。外出禁止時間帯は午後8時30分から翌日の午前6時まで。

○ミネソタ州ミネアポリス市及びセントルイス市：6月1日から6月3日午前4時まで有効。外出禁止時間帯は午後10時から翌日の午前4時まで。

○インディアナ州インディアナポリス市を含むマリオン郡：6月1日から6月2日午前4時まで有効。外出禁止時間帯は午後8時から翌日の午前4時まで。

○ウィスコンシン州マディソン市：6月1日から6月3日午前5時まで有効。外出禁止時間帯は午後9時30分から翌日の午前5時まで。

○ウィスコンシン州ミルウォーキー市：6月1日から6月2日午前5時30分まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前5時30分まで。

○アイオワ州デモインを含むポーク郡：5月31日から別途の発表がある時期まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前5時まで。

○ネブラスカ州オマハ市：6月1日から6月3日午前6時まで有効。外出禁止時間帯は午後8時から翌日の午前6時まで。

○ネブラスカ州リンカーン市：6月1日から6月2日午前6時まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前6時まで。

今後、追加及び延長となる可能性も十分あり得ます。また、交通制限や一部区域

へ住民や必要不可欠な労働者以外のアクセスを認めないなどの措置も取られていますので、引き続き関連情報の収集に努めてください。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の夜間外出禁止令を遵守するとともに安全確保に努めて下さい。

#### 当館緊急連絡先

(1) 6月1日(月)、2日(火)の2日間はシカゴ市内の治安が懸念される状況にあることから臨時休館とさせていただくため、人道上の理由で緊急を要するご用件、事件、事故、その他緊急のご用件は以下の二つの電話番号にお願いします。(午前9時15分から午後6時迄の間)

Tel: (312)282-3345

(312)961-8873

(2) 午後6時以降、翌日午前9時15分まで、人道上の理由で緊急を要するご用件、事件、事故、その他緊急の用件については、次の電話番号にかけていただき、音声に従って操作しますと、休館時の緊急電話受付につながります。

Tel: (312) 280-0400

(3) 上記期日以降の当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24時間対応)(注) Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。